

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の制定について

長寿福祉課

1 【趣旨】

地域主権改革として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が、平成 23 年 5 月 2 日及び平成 23 年 8 月 30 日に公布されたので、国の法令で定めていた基準のいくつかが市町村の条例に委任されることになりました。このため、本市では、国の基準省令及び県の基準条例を踏まえ、居宅サービス等の指定基準等を条例として策定し、施行いたします。

2 【条例施行日】 平成 25 年 4 月 1 日

3 【条例一覧】

条 例 名	訪問系	通所系	入所系
◆介護保険法			
(1) 奈良市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準の条例	○	○	○
(2) 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	○	○	○
(3) 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の条例			○
(4) 奈良市介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準の条例			○
(5) 奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の条例			○
(6) 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の条例	○	○	○
(7) 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	○	○	○
◆老人福祉法			
(8) 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の条例			○
(9) 奈良市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の条例			○
◆社会福祉法			
(10) 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の条例			○

(※ (6) 及び (7) の地域密着型サービスについては、各市町が条例を策定、それ以外の (1) ~ (5) 及び (8) ~ (10) につきましては、都道府県及び中核市が条例を策定)

4【基準（厚生労働省令）と異なる基本的な考え方】

参酌すべき基準を中心に、本市の実情・特性に応じた独自基準の必要性について検討し、地域特性に応じた特色ある条例の制定を基本といたします。

- (1) サービス利用者の安全・安心の確保
- (2) サービスの質の向上・多様なニーズへの対応
- (3) 制度の適正な運営の確保
- (4) 奈良市施策の基準への反映

上記に基づき、基準案を作成し、関係団体等との意見交換及びパブリックコメントを経て条例案を作成し、市議会の議決により条例を制定し、平成25年4月施行いたします。

5【市独自基準の概要及び奈良県と奈良市における基準比較】

- (1) サービス利用者の安全・安心の確保

①居室等の安全性の確保

対象：入所系

条例化の概要	各施設の配置、構造及び設備について、利用者の安全の確保について十分配慮する旨を規定。
趣旨	安全性に配慮された居室の設置を推進する。
基準比較	奈良県と奈良市共通

②非常災害時における備蓄用非常食等の確保

対象：入所系

条例化の概要	非常災害時における備蓄用として、施設の実情に応じた非常食、飲用水、日用品等の確保に努めなければならない旨を規定。
趣旨	入所施設における災害対応強化を図る。
基準比較	奈良県と奈良市共通

③暴力団の排除

対象：全てのサービス

条例化の概要	運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない旨を規定。
趣旨	暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展を図る。
基準比較	奈良市独自

- (2) サービスの質の向上・多様なニーズへの対応

④身体拘束の原則禁止の実効性の確保

対象：入所系

条例化の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束廃止に係る研修の実施及び身体拘束廃止委員会を設置する旨を規定。 ・身体拘束記録に『「緊急やむを得ない理由」についての検討記録』、『検討を行った者』、『解除予定日』、『解除に向けた具体的な取組』を記載する旨を規定。
--------	--

趣 旨	「緊急やむを得ない理由」等の判断を合議体で行うこと及び身体拘束記録への記載事項の追加により、判断の過程の客観性を確保するとともに慎重な判断を促し、『身体拘束ゼロ』の実現に資する。
基準比較	奈良県と奈良市共通

⑤キャリアパスの整備

対象：全てのサービス

条 例 化 の 概 要	事業者等は職員に対して、その能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うよう努めなければならない旨を規定。
趣 旨	職員の能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うことにより、職員がやりがいを持って働き続けることができる職場環境の整備を促進。
基準比較	奈良県と奈良市共通

⑥特別養護老人ホームにおける居室定員の変更

対象：入所系のうち特別養護老人ホーム

条 例 化 の 概 要	居室の定員を1人とするが、例外的に市長が特に必要と認める場合は4人以下とすることができる旨を規定。（具体的な基準は要綱で定める）
趣 旨	特養の居室は生活の場であるため定員は1人を原則とするが、土地の取得が極めて困難な場合の既存多床型特養の建替えや費用が安価な施設を求める低所得者への配慮等の多様なニーズに対応。
基準比較	奈良県と奈良市共通

⑦サービスの質の評価や改善の取り組み等の市への報告

対象：全てのサービス

条 例 化 の 概 要	事業者は、提供するサービスの質の評価及び改善の取り組み等について、の概要その内容を市に報告する旨を規定。（具体的な報告内容は要綱で定める）
趣 旨	サービスの提供状況等の報告を条例で規定することにより、市内の事業者が、常に質の高いサービス提供を目指して改善に取り組む仕組みを定着させるとともに、市においても良いサービスにつながる実質的指標等の統計・分析を行い、結果を周知する等の取組の促進を図る。
基準比較	奈良県と奈良市共通

⑧地域住民との連携

対象：全てのサービス

条 例 化 の 概 要	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。非常災害時の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める旨を規定。
趣 旨	地域の住民やボランティア、NPO団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
基準比較	奈良市独自

(3) 制度の適正な運用の確保

⑨サービス提供記録等の保存年限の延長

対象：全てのサービス

条 例 化 の 概 要	介護報酬請求の基礎となる記録の保存義務期間を「完結の日から2年間」から「サービス提供の日から5年間」に変更する旨を規定。
趣 旨	介護報酬返還に関する金銭債権の消滅時効（5年）との整合を図る。
基準比較	奈良県と奈良市共通

- ・「完結の日」は、「利用者との契約の終了日」のことです。
- ・介護給付費の返還を求める場合の返還請求権は公法上の債権であり、その消滅時効は地方自治法第236条第1項の規定により5年となっています。

(4) 奈良市施策の基準への反映

⑩食べる意欲を高める食事の提供<奈良市地産地消基本計画>

対象：入所系

条 例 化 の 概 要	食べる意欲の維持・向上を意識した献立の工夫に努める旨を規定。
趣 旨	食べることは単なる栄養の摂取だけではなく生活の質の維持・向上に寄与する重要な意義をもつため、季節等に合わせた旬の素材を活用した行事食・郷土食などを取り入れ、入所者の食べる意欲の維持・向上を意識した献立の工夫を事業者等に促すことにより、規則的な食事の摂取による入所者の生活の質の維持・向上を図る。
基準比較	奈良県と奈良市共通

(5) 参考

木材利用の推進

条 例 化 の 概 要	木には、安らぎ・温もりを与える効用や室内の断熱性、調湿性等の優れた性質が認められることから、施設整備においては、内装の木質化等に努める旨を規定。
趣 旨	木材は柔らかで温もりのある感触を有するとともに、断熱性、調湿性等に優れているため、内装の木質化を推進するとともに、奈良の木利用の推進に資する。
基準比較	奈良県独自

7【その他】

○条例の全文は、平成25年4月1日施行ですので、(案)を市のホームページに掲載しています。
 :奈良市トップページ>市役所ご案内>各課のページ>保健福祉部>長寿福祉課>お知らせ>
 平成25年4月施行の「奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の制定について